



Title	沖縄関係 沖縄返還交渉 -3 (対内) (対沖縄 (米北一長出張等) 外務省外交史料館レファレンス番号 : nd)
Author(s)	-
Citation	令和元年度外交記録公開 公開日 : 2019年12月25日 外務省外交史料館管理番号 : B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号 : nd
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45931
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

対沖繩

(半北一長出版等)

万機

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

35

電信写

大政事外外務省
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀密文会密給

総番号(TA) 52982
 69年 11月 21日 23時 15分
 69年 11月 22日 13時 24分

主管

シ-ヨ-1
本 省 発着 米

外務大臣殿 岡田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ百万同ほろにおくる言は発表

第957号 平

21日。21時ウオールドルア。アストリア。ホテルにて発表した

米に転電した。

(3)

総人電厚計
 国資長 参調折企
 領移長 参領旅移

ア 参地中東
 長 北東西
 米 参北北保
 中 参一二
 南 参西東洋
 審 西東
 欧 長

近 参審近ア
 了 次総経国万
 長 参貨航国
 経 参政技二
 長 国一理
 参 参参協規
 国 参政経科
 長 軍社専
 参 参道内外
 文 一二

27

要字 部

宛電符 總第 58618 号
昭和 44.11.24 日 時 分 發

漢

24-121

電信課長 *[Signature]* 電信案 (分類)

暗 <u>略</u> 平	第 <u>462</u> 号 (LIF)	<u>大臣</u>
大 臣	主管 <i>[Signature]</i>	起案 昭和 44年 11月 24日
政務次官	<i>[Signature]</i>	
事務次官	主任 <i>[Signature]</i>	起案者 <i>[Signature]</i> 電話番号 644 (内)
外務審議官		
官房長 <i>[Signature]</i>		

~~岸田首相~~ ~~外務省~~
 閣議決定
 報告書
 報告書

在 *[Signature]* 臨時代理
 大 公 使 宛 *[Signature]* 大臣發
 總 領 事 代 姓

電 報 在 朱 下 田, 十 11 2 方 所 (大 公 使 宛 總 領 事)

件 名
 總理訪朱成果11月13日屋良主席說明
 牽涉局長大河原野
 1. 本報20日所發世報より北米米1課長は23日沖繩
 12返文、高魂大佐、岸所長に就て說明後同日
 午後、約1時向半12日夕主席公邸に於て屋良主席
 知念副主席口述し、余人に交て、今次對米交渉

寫 濟

24-121
561

GB-1 外務省 回覽番号 3789

の経緯と意義、及び共同声明の各項につき詳細
説明を行ない、また関係資料を手交した。

その際冒頭主席は襟を正して「よい時期により
総理及びよい外務大臣が在職され並になさぬ
努力を払われたことは、国のため沖縄のため

感謝にたえず」と述べ、「自分は個人として

政府の御苦労はよく分っているつもりだが、沖縄県民

代表としては、最大公約数的なことを公けに発言

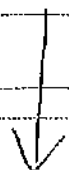
せざるをえないことをよく了承してほしい」と付言

した。(なお副主席によれば、^{早朝}22日の主席スピーチ

メントはすでに前日共同声明を見ないうちに

~~（この日政府が資料提供の共同声明テキストを提出し、~~
作っており、そのあとの一問一答に主席の真情が

吐露されている由。)



(1) 先方が持に問題としたのは、第8項の読み方で「軍前協議制度に関する米国の立場と害する^となく」と「日本政府の政策に背馳^はしないよう実施する」との関連がよく分らず、これは互に矛盾しているのではとの疑惑が琉球政府首脳の間にあるとのことであつたので、当方は愛知大臣の説明要旨等により、この項の意味は「米国の返還時核めを確約し、同時にすでに安保条約体系のもとで保持している軍前協議の権利を再確認（対自国々内配慮上）したのみであり、互に矛盾はない旨説明をおいたことより、よく分つた」と述べていた。

(2) 二のほか先方は次の如く述べた。

(1) 5項目の質問として (A) 1972年返還は

動かぬか（動かすと答へおいた。以下カッコ内同じ）

(B) 基地の自由使用はあり得るか (否)、

(C) B-52の自由出撃は考えられるか (否)、 (D)

空保堅持は政府の基本政策か

(然り) (b) 中絶基地の「重要性, 正認性」として基地の

地盤固定化の意味が不明(否), ~~(否)~~

^{共同目的の}
(b) ~~3ヶ年~~ 延長として (A) 概・BS2・自由使用の是非
^{項目の}

不明確 (b) 安価堅持 及びこれと基地固定化の

印象が異なる (c) 基地の縮小整理・合意研察等が

明記に必要 (是等の地位協定の施行に於ける

予ての問題であるが 復却準備段階でモネ化と発表

意思を疎通する機会がある点述べた。

(3) ~~また~~ ~~また~~ ~~また~~ 復却準備に因りて10項目

につき詳細な説明を求めたが 是等の背景が明かされた

予想より不十分であり 是につき解決(おいては) 主席

は ~~趣意~~ 出された限り 衆尼の利益を反映する努力

をいと述べた。 (「^と趣向」の地位に於ては、と云ふ高調

大儀の予想を以て 全然に否かたは 日有かつたが 具

体的にどうも 復却を果すかとは 疑問に在る。 以下

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電報部長 3)	機密表示 (極秘・密の朱印)	符号表示 暗 略 (平)	総第 587 号 587 号
	秘 扱	合第 4775 号	昭和 44 年 11 月 24 日 23 時 32 分
		大至急・至急・普通・LTF	発電係

(※印欄内は電信課記入)

大 使 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 技	主 管 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長	主官局部課 (室) 名 米北1 起案 昭和44年11月24日 起案者 電話番号 米北1長
--	----------------------------------	--

係長先

大 使 臨時代理大使
 在 ~~トウモロコシ~~ 総領事 代理
 米北1 総領事 代理

電 報 在 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 あり

件名 経理訪米成果に因り対尾良主席説明

ワシントンコ あり 往電米北1 第462号

電 報

(昭和四二・七一改正)

24 済 23
 字

